

＜共通事項＞「地域生活支援サービス」の申請・利用形態に関するQ&A

R2.3.18現在

番号	質問事項		回答	備考																			
	大項目	小項目(自由項目欄)																					
1	共通	申請後、最短の利用開始はいつからが可能となるのか。	最短で申請書を受理した日付と同日からの利用が可能となります。ただし、事務手続きに3週間ほどのお時間を要しますので、受給者証の交付は必ずしも申請日前になるとは限らないをご理解ください。																				
2	共通	翌年度以降の利用のための更新手続きはどのように行えばよいか。	毎年1月下旬頃、翌年度4月1日に利用するための更新申請書一式を郵送にてご案内いたします。翌年度も利用を希望される方は、必ずご提出を行うようにしてください。なお、翌年度に18歳の誕生日を迎える利用者については、「児者切替」という申請書も同封いたしますので、併せてご提出ください。																				
3	共通	障害児から障害者への切り替えを行う手続きはどのようなものであるのか。	18歳に到達する時に切替用の申請書を提出していただく必要があります。前述の更新申請書一式に、「児者切替」という申請書を同封いたしますので、更新用の申請書と併せてご提出ください。なお、新規申請を行った年度中に18歳に到達する場合は、後日、障害福祉課よりご案内いたします。																				
4	共通	サービスの利用期限はいつまでの設定となるか。	利用開始日が属する年度単位での支給決定となりますので、その年度の3月31日までが最長の利用期限となります。ただし、下記①・②の場合については、年度の途中で有効期限を設ける設定としています。 ①年度の途中で18歳を迎える児童の方 →障害児から障害者への切り替えを行いますので、誕生月が属する月末までを利用期限として設定しています。 ※障害者に切り替わった後の受給者証については、誕生月翌月1日からの利用開始が可能である受給者証を別途交付いたします。 この際、受給者番号が変わりますので、必ず事業所の方へ新しい受給者証を見せるようにしてください。 ②年度途中で65歳を迎える「重度身体障害者等入浴サービス」利用者 →介護保険制度の中で「訪問入浴介護」という制度があり、「重度身体障害者等入浴サービス」との併給は規則の中で認められておりません。民法上の年齢到達の観点から、利用者の誕生日の前々日までを利用期限として設定しております。																				
5	共通	利用者の負担する上限の月額について、どういった基準に基づき決定がされるのか。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>課税状況の 確認対象</th> <th>生活保護 市民税非課税</th> <th>市民税所得割 16万円未満</th> <th>市民税所得割 28万円未満</th> <th>市民税所得割 28万円以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者</td> <td>本人・配偶者</td> <td>0円</td> <td>9,300円</td> <td colspan="2">37,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">障害児</td> <td>住民票上の</td> <td rowspan="2">0円</td> <td rowspan="2">4,600円</td> <td colspan="2" rowspan="2">37,200円</td> </tr> <tr> <td>世帯全員</td> </tr> </tbody> </table>		課税状況の 確認対象	生活保護 市民税非課税	市民税所得割 16万円未満	市民税所得割 28万円未満	市民税所得割 28万円以上	障害者	本人・配偶者	0円	9,300円	37,200円		障害児	住民票上の	0円	4,600円	37,200円		世帯全員	
	課税状況の 確認対象	生活保護 市民税非課税	市民税所得割 16万円未満	市民税所得割 28万円未満	市民税所得割 28万円以上																		
障害者	本人・配偶者	0円	9,300円	37,200円																			
障害児	住民票上の	0円	4,600円	37,200円																			
	世帯全員																						
6	共通	税金が未申告の場合、何か影響はあるのか。	前述のとおり、負担上限月額の設定については、市民税の課税状況を確認したうえで行いますが、税金が未申告の場合は利用者負担上限月額が一律37,200円に設定されますので、ご注意ください。																				
7	共通	負担上限月額の変更を希望する場合、申請方法とその時期についてはどのようにすればよいか。	「船橋市地域生活支援サービス事業費支給申請書兼利用者負担額減免申請書兼支給額変更申請書(第1号様式)」を提出してください。本申請を受け、市民税の課税状況を確認し、負担上限月額の設定を行います。申請される時期によって確認する税の年度が変わりますので、課税状況が変わった際にはまず障害福祉課にご相談ください。なお、変更が適用される時期については下記①・②のとおりとなりますので、ご注意ください。 ①利用者が生活保護受給者 →申請日の当月1日から、変更が適用されます。 ②上記「①」以外の利用者 →申請日の翌月1日から、変更が適用されます。																				
8	共通	下記の場合、どのような申請手続きを行えばよいか。 ①市内への転居・市外への転出を行った場合 ②氏名の変更を行った場合 ③受給者証を紛失・汚損してしまった場合	「船橋市地域生活支援サービス事業受給者証再交付申請書」(第5号様式)をご提出ください。こちらのご提出を受け、既存でお持ちの受給者証の該当部分を書き換えるか、もしくは新たな受給者証を再交付いたします。なお、市外のGHIに転出された場合、引き続き支援地は船橋市となります。																				